

町会・自治会

「地縁による団体」法人化の手引

令和6年4月

墨田区

目 次

I	町会・自治会—「地縁による団体」の法人化の制度について	
1	この制度の目的	1
2	対象団体	1
3	認可要件	2
4	申請から認可までの流れ	3
5	認可申請の事前準備	
(1)	認可申請（法人化）の意思決定	4
(2)	規約の整備	4
(3)	構成員の確定	5
(4)	代表者の決定	5
(5)	不動産等の資産の確定	5
(6)	総会の開催	5
6	認可申請手続	5
7	認可告示及びその後の手続等	6
8	その他の留意点	7
II	申請書類の作成	
1	申請書類の作成・記入例	9
(1)	申請書	10
(2)	規約	11
(3)	認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類	16
(4)	構成員の名簿	17
(5)	良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を 現に行っていることを記載した書類	18
(6)	申請者が代表者であることを証する書類	19
2	書式	20

I 町会・自治会―「地縁による団体」の法人化の制度について

1 この制度の目的

この制度は、不動産を保有又は保有を予定している自治会や町内会に法人格を与え、当該団体名義での不動産登記等を可能にする趣旨で、平成3年4月2日の地方自治法の改正により新たに創設された制度です。

また、令和3年11月26日施行の「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（第11次地方分権一括法）による地方自治法の改正により、不動産の保有又は保有の予定にかかわらず、地域的な共同活動を円滑に行うために、法人格を取得することが可能になりました。

<法人化することでできること>

(1) 町会会館等の不動産登記ができる。

かつては町会・自治会名義での不動産登記ができなかったため、会長個人又は役員の名義で行ってまいりました。そのため、名義人が死亡した後、相続問題や財産上の問題が生じることがありました。

(2) 社会的信用ができ、契約行為等を行うことができる。

認可地縁団体として認可されると、規約に定める目的の範囲内であれば独立して契約等の取引主体となることができます。また、法人格を取得することで社会的信用が増し、寄付などを募る際に有利に働く場合があります。

2 対象団体

この制度は、地縁、すなわち一定の区域に住所を有するというつながりに基づく団体、いわゆる町会・自治会などの団体を対象にしています。

そのため、特定の目的の活動を行う団体（例えばスポーツのみを行う団体、環境美化のみを行う団体）や、構成員に区域内に住所を有すること以外の特定の条件を必要とする団体（例えば老人会であれば60歳以上等の特定の条件を満たすこと。）は、地方自治法でいう「地縁による団体」ではありません。これは、団体の名前だけで判断するのではなく、あくまでも団体の実態で判断すべきものですが、特定活動目的若しくは特定の条件を要求するものは対象となりません。

【地方自治法 第260条の2 第1項】

町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（以下本条において「地縁による団体」という。）は、地域的な共同活動を円滑に行うため市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。

3 認可要件

それでは、どのような要件を備えていれば認可が受けられるのでしょうか。
地方自治法では、次の4つの要件を満たすことを求めています。

(1) その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること。

(2) その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。

その区域が「地縁による団体」の構成員だけでなく他の区民にとっても容易にその区域が認識できることが必要です。例えば、河川、道路などで区域が区切られていることをいいます。

(3) その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。

「地縁による団体」の構成員は、当該団体の区域内に住所を有する個人に限られていますので、区域外の住民は構成員になれません。ただし、区域内外に住所を有する法人・組合等の団体や、区域内に住所を有しない住民が賛助会員等になることはできます。

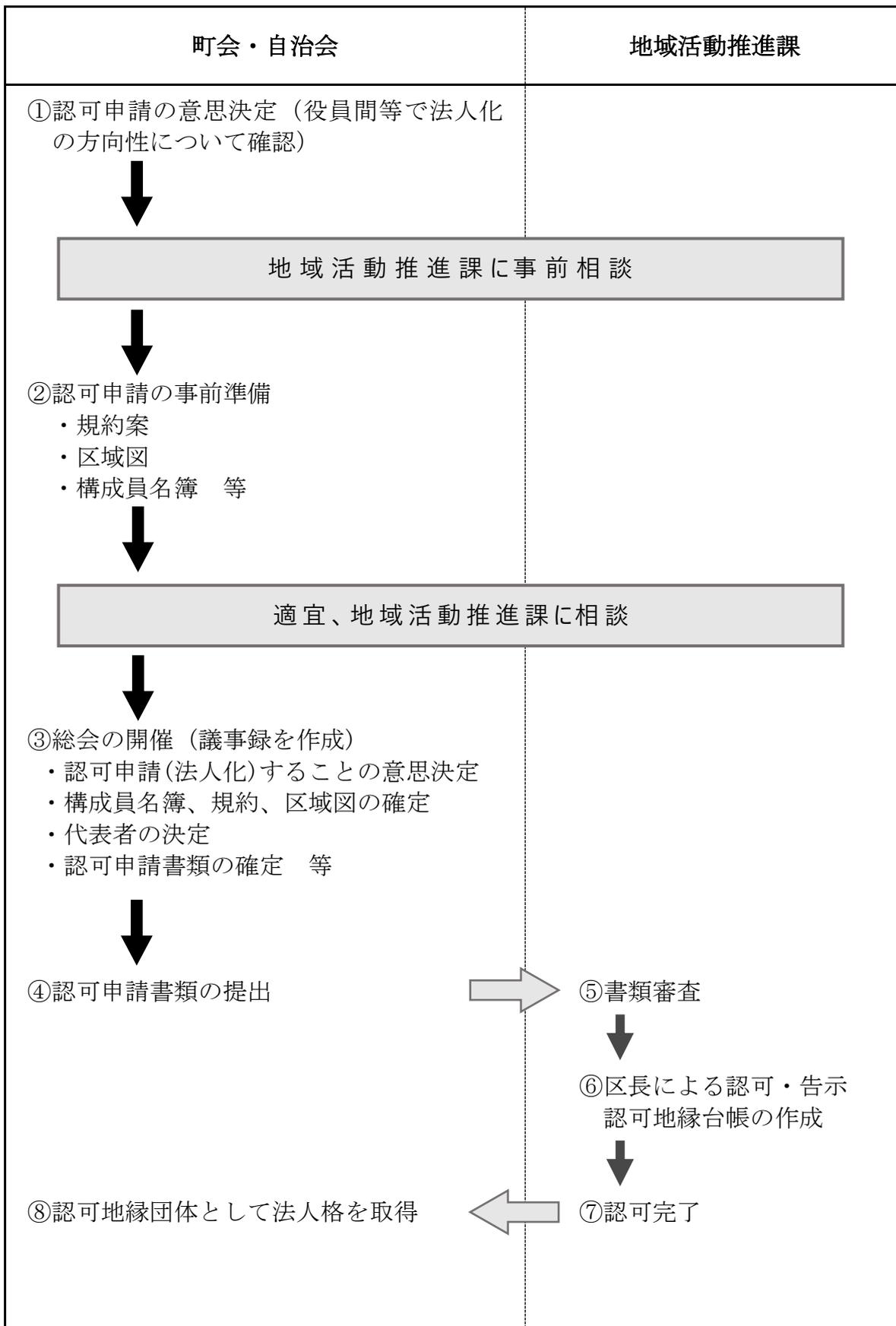
なお、「相当数」とは、原則として過半数としますが、町会・自治会の住居構成等により過半数に満たない場合でも、合理的な理由が認められる範囲において、認可できるものとします。

(4) 規約を定めていること。

規約には、次の8項目を定めることが必要です。

- | | |
|---------------|------------|
| ①目的 | ②名称 |
| ③区域 | ④事務所の所在地 |
| ⑤構成員の資格に関する事項 | ⑥代表者に関する事項 |
| ⑦会議に関する事項 | ⑧資産に関する事項 |

4 申請から認可までの流れ



5 認可申請の事前準備

(1) 認可申請（法人化）の意思決定

町会・自治会が認可地縁団体として法人格を取得することについて話し合い、今後の方向性を決定します。

事前準備に町会・自治会員の協力が必要なことや、法人化によって手続きが大きく変わることから、可能であれば総会を開いて意思決定を取ることが望ましいです。

(2) 規約の整備

規約には、次の8項目が定められている必要があります。

なお、これら以外の事項が記載されていても構いません。

ア 目的

「地縁による団体」の権利能力の範囲が明確に分かるよう、活動内容をできる限り具体的に定めることが望まれます。

目的に書いてある範囲が、団体の権利能力の範囲と一致しますので、抽象的に何でもできるというのではなく、今まで行ってきた活動を具体的に例示してください。

イ 名称

団体の名称について地方自治法上の制限はありません。ただし、「〇〇法人」を名乗る場合は、他の法人に接触しないか（例えば、「財団法人」や「社会福祉法人」など）、注意する必要があります。

ウ 区域

区域は、「地縁による団体」が相当の期間にわたって存続している区域の現況によらなければなりません。地番、住居表示番号が客観的に分かる表示としてください。河川や道路などの客観的なものによる表示方法（例・墨田区〇〇丁目〇〇番〇〇号のうち〇〇川の北の区域）でも構いません。

なお、河川や道路などの客観的な表示方法により規定している場合は、当該区域の範囲が具体的に表示できるような資料を添付してください。

エ 事務所の所在地

「地縁による団体」は事務所を定める必要があります。

事務所の所在地は、代表者の自宅でも町会会館等の所在地でもどちらでも構いません。

オ 構成員の資格に関する事項

区域に住所を有する個人が全て「地縁による団体」の構成員となり得ること、

及び正当な理由がない限り、区域に住所を有する個人の加入を拒んではならないことを必ず定めなければいけません。

カ 代表者に関する事項

代表者の選出方法、任期、代表者の権限、代表者に委任する事務等について規定します。

キ 会議に関する事項

記載内容は、総会、臨時会の招集方法や議決方法、議決事項等です。

ク 資産に関する事項

資産の構成、管理方法等について定めてください。なお、負債財産は規定する必要はなく、保有財産の構成は「別に定める保有財産目録による」としても構いません。

(3) 構成員の確定

構成員を明確にする上から、申請前の総会で構成員を確定する必要があります。なお、認可申請には、氏名及び住所を明記した構成員名簿を添付することが要件となっています。

(4) 代表者の決定

認可申請は、地縁団体の代表者が行うこととなっており、申請前の総会で代表者の決定をする必要があります。

(5) 不動産等の資産の確定

保有資産を明確にする上から、申請前の総会において資産の確定をしておく必要があります。

(6) 総会の開催

認可申請に必要な資料の準備が整ったら、総会を開いて認可申請することについて決定します。この際、認可申請を行う意思決定以外に、規約の決定、区域の確定、構成員の確定、代表者の決定など申請に必要な事項についても併せて決定します。

この総会は、法人格を得る前の規約等に基づいた手続に従って開催される総会です。

6 認可申請手続

認可申請書（第1号様式）に次の資料を添付し、「地縁による団体」の代表者が墨田区長に対して申請します。

(1) 規約

(2) 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類

認可を申請する旨を決定した総会の議事録の写しに議長と議事録署名人等の署名・押印のあるものが必要になります。

(3) 構成員の名簿

各構成員個人単位で氏名、住所を記載したものです。世帯単位ではなく、個人の名簿が必要です。

(4) 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類

前年度の事業報告書、当該年度の事業計画書、前年度の決算書、当該年度の予算書がこれらの書類にあたります。ただし、ただ単に地域的な活動を行うという内容だけでは、計画書とはいえませんので、ある程度具体的な内容が必要です。

(5) 申請書が代表者であることを証する書類

申請者を代表者に選出する旨の議決を行った総会の議事録の写（議事録の写に議長・議事録署名人の署名・押印のあるもの）と、申請者が代表者となることを受諾した旨の就任承諾書（受諾者の署名又は記名押印のあるもの）の2点です。

(6) 区域を明示した地図

区域がはっきりと分かるように、地図に区域を示したものを用意してください。

7 認可告示及びその後の手続等

(1) 認可

区長は、申請された書類を審査し、要件が満たされていれば認可することとなります。

(2) 告示

認可後、区長は速やかに告示します。

この告示がなければ第三者に対抗できません。

(3) 台帳

区長は、告示と同時に団体の台帳（第2号様式）を作成します。

「地縁による団体」は法人登記という制度を使っていないので、いわば法人登記簿、商業登記簿に替わるものとして永久保存し、この台帳の写しを証明書として交付するものです。不動産の登記に当たっては、この証明書が必要となります。

(4) 告示記載事項証明書の交付

誰でも区長に対し、告示記載事項証明書交付請求書（第4号様式）を提出し、証明書の交付を請求することができます。

また、郵便によっても証明書の送付を求めることができます。この場合、返送用の郵送料が必要です。

(5) 通常総会の開催

毎年1回以上、構成員の通常総会を開催してください。

総会時の定足数及び票決権の単位は会員（個人）となります。

また、各構成員の票決権は1人1票となります。

(6) 告示事項の変更

告示された事項に変更があったときは、告示事項変更届出書（第3号様式）を区長に提出しなければなりません。

区長は、この変更内容についても告示を行い、同時に台帳の記載事項も変更します。

(7) 規約の変更

規約を変更した場合は、規約変更認可申請書（第5号様式）を提出し、区長の認可を得なければなりません。

(8) 認可の取消し

「地縁による団体」が、認可要件のいずれかを失った場合、又は不正な手段により認可を受けたときは、認可を取り消されることがあります。

(9) 財産目録・構成員名簿

財産目録を作り、常に事務所に備えておく必要があります。

また、構成員名簿も備え置き、構成員に変更があったときは、訂正する必要があります。

8 その他の留意点

【行政組織の一部ではないこと】

認可は、「地縁による団体」を公共団体その他の行政組織の一部とすることを意味するものではありません。

区と団体の関係が従来と変わるものではありません。

【加入を拒めないこと】

認可を受けた「地縁による団体」は、正当な理由がない限り、その区域に住所を有する個人の加入を拒むことはできません。

「正当な理由」とは、その者の加入によって、当該「地縁による団体」の目的及び活動が、著しく阻害されることが明らかであると認められる場合など、その者の加入を拒否することについて、社会通念上も、地方自治法の趣旨からも客観的に妥当と認められる理由がある場合をいいます。

【差別的取扱いの禁止】

認可を受けた「地縁による団体」は、民主的な運営の下に、自主的に活動するものとし、構成員に対し不当な差別的取扱いをしてはなりません。

【政党との関係】

認可を受けた「地縁による団体」は、特定の政党のために利用してはなりません。ただし、構成員各人の政治活動を制限するものではありません。

【監督権限を有しないこと】

区長は認可をした「地縁による団体」に対して、一般的監督権限を有しません。

【課税関係】

法人税法、その他法人税に関する法令の規定の運用については、公益法人とみなされます。

基本的には従前の権利能力なき社団であった場合と同一の課税関係にあります。なお、詳細は、それぞれの所轄機関にお問合わせください。

【営利活動】

認可を受けた「地縁による団体」は、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とするものであり、営利活動等を行うことを目的とするものではありません。

認可を受けた「地縁による団体」が、仮に本来の活動に付随して営利活動等を行う場合においても、規約に定める目的を達成するために必要な範囲内に限定しなければなりません。

認可を受けた「地縁による団体」は、その活動を行うに当たっては地域における健全育成団体や福祉団体等の活動を含む公共的団体等の活動を尊重し、これらとできる

限り連携を図ることに努める必要があります。

【認可地縁団体の解散】

認可地縁団地は地方自治法に定める事由により解散します。

解散は、民法の規定が準用され、破産、解散及び清算については、裁判所の監督下で手続を進めることとなります。

官報に1回の公告を2か月内に行い、清算が終了した際は、市長への届出を行うこととなります

【認可地縁団体の合併】

認可地縁団体は、総会の決議により、同一区市町村内の他の認可地縁団体と合併することができるようになりました。(令和5年4月1日施行)

改正前は合併の規定がなく、認可地縁団体が合併するには解散に伴う清算手続等を経る必要がありました。改正後は、合併規定に基づき権利義務の全部の承継が可能となることから、解散に伴う清算手続等の事務負担が軽減されます。

II 申請書類の作成

1 申請書類の作成・記入例

申請書類の種類や概要は、Iで説明したとおりですが、ここでは作成、記入例を順に説明します。

(1) 申請書

年 月 日

墨田区長様

認可を受けようとする地縁による
団体の名称及び事務所の所在

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

認 可 申 請 書

地方自治法第260条の2第1項の規定により、地域的な共同活動を円滑に行うため認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約
- 2 認可を申請することについて総会で議決することを証する書類
- 3 構成員の名簿
- 4 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
- 5 申請者が代表者であることを証する書類

(A4)

(2) 規約

こちらの規約例は、法人格を取得するためのあくまでも参考例です。
それぞれの町会・自治会の実情にあったものを作成してください。

○ ○ ○ ○ ○会規約（例）

（目的）

第1条 本会は、以下に掲げる地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡
- (2) 美化、防犯、交通、防災等区域内の環境の整備
- (3) 集会施設の維持管理
- (4) ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
- (5) ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

（名称）

第2条 本会は、○○○○○会と称する。

（区域）

第3条 本会の区域は、墨田区○○○○○丁目○○番○○号から○○○○○丁目○○番○○号までの区域とする。

（事務所）

第4条 本会の事務所は、墨田区○○○ ○丁目○番○○号に置く。

（または、「本会の事務所は、代表者の自宅に置く。」でも構いません。）

（会員）

第5条 本会の会員は、第3条に定める区域に住所を有する個人とする。

（会費）

第6条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

（入会）

第7条 第3条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は別に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。

2 本会は、前項の入会申込があった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

（退会）

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には退会したものとする。

- (1) 第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合
- (2) 本人より○○○に定める退会届が会長に提出された場合

2 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

(役員の種類別)

第9条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 〇人
- (3) その他の役員 〇〇人
- (4) 会計 〇人
- (5) 監事 〇人

(役員を選任)

第10条 役員は、総会において、会員の中から選任する。

2 監事と会長、副会長及びその他の役員、会計は相互に兼ねることはできない。

(役員職務)

第11条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 会計は、本会の会計事務を処理する。

4 監事は、次の職務を行う。

- (1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。
- (2) 会計及び資産の状況又は業務執行について不整の事実を発見したときは、これを総会に報告する。また、これを報告するため必要があると認めるときは、総会の招集を請求する。

(役員任期)

第12条 役員任期は、〇年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(総会の種類別)

第13条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の二種とする。

(総会構成)

第14条 総会は、会員をもって構成する。

(総会機能)

第15条 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

(総会開催)

第16条 通常総会は、毎年度決算終了後3箇月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 全会員の五分の一以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
- (3) 第11条第4項第2号の規定により監事から開催の請求があったとき。

(総会召集)

第 17 条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第 2 項第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から○日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を召集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の○日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

第 18 条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第 19 条 総会は、総会員の二分の一以上の出席がなければ、開会することができない。

(総会の議決)

第 20 条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 総会の議決事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画及び予算に関する事項
- (2) 事業報告及び決算に関する事項
- (3) 役員を選任及び解任に関する事項
- (4) 規約等の変更に関する事項
- (5) 財産の処分に関する事項
- (6) その他重要事項

(会員の表決権)

第 21 条 会員は、総会において、各々一箇の表決権を有する。

2 次の事項については、前項の規定にかかわらず、会員の表決権は、会員の所属する世帯の会員数分の一とする。

- (1) ○○○○○○
- (2) ××××××

(総会の書面表決等)

第 22 条 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決に関する一切の権限を委任することができる。

2 前項の場合における第 19 条及び第 20 条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第 23 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む）
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印をしなければならない。

(役員会の構成)

第24条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

(役員会の権能)

第25条 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の招集等)

第26条 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

2 会長は、役員のお分の一以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求のあった日から○日以内に役員会を招集しなければならない。

3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも○日前までに通知しなければならない。

(役員会の議長)

第27条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(役員会の定足数等)

第28条 役員会には、第19条、第20条、第22条及び第23条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

(資産の構成)

第29条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 会費
- (3) 活動に伴う収入
- (4) 資産から生ずる果実
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第30条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

(財産の処分)

第31条 本会の資産で第29条第1号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において○分の△以上の議決を要する。

(経費の支弁)

第32条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第33条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 34 条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支決算書等を作成し監事の監査を受け、毎会計年度終了後 3 か月以内に総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第 35 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(規約の変更)

第 36 条 この規約は、総会において総会員の 4 分の 3 以上の議決を得、かつ、墨田区長の認可を受けなければ変更することはできない。

(解散)

第 37 条 本会は、地方自治法第 260 条の 20 の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の処分)

第 38 条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員数の○分の△以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

(備付け帳簿及び書類)

第 39 条 本会の事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(委任)

第 40 条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(個人情報保護)

第 41 条 本会が町会活動を推進するため必要とする個人情報の取得、利用提供及び管理については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき適正に運用するものとする。

附 則

1 この規約は、○年○月○日から施行する。

2 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第 33 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

3 本会の設立初年度の会計年度は、第 35 条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から△年△月△日までとする。

(3) 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類

総会議事録（例）

1 開催日時 年 月 日

2 開催場所

3 総会員数 名

4 出席者数 名

内訳 本人出席 名

委任状出席 名

5 議 事

(1) 議長選任の件

(2) 地方自治法第 260 条の 2 の「地縁による団体」認可申請の件

(3) 規約に関する件

(4) 構成員に関する件

(5) 代表者の決定に関する件

(6) 資産に関する件

(7) 事業計画及び収支予算に関する件

(8) 議事録署名人選任の件

以上この議事録が正確であることを証するため、議長及び議事録署名人において次のとおり署名する。

年 月 日

議 長 ○○○○ 印

議事録署名人 ○○○○ 印

同 ○○○○ 印

(4) 構成員の名簿

○頁

〇〇〇〇会構成員名簿 (例)

	氏 名	住 所
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		
21		
22		
23		
24		
25		
26		
27		
28		
29		
30		

(5) 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類

- ア 前年度事業報告書
- イ 本年度事業計画書
- ウ 前年度収支報告書
- エ 本年度収支予算書

(6) 申請者が代表者であることを証する書類

就 任 承 諾 書

年 月 日

〇〇〇〇会の代表者に就任することを承諾します。

住 所 〇〇〇区〇〇〇〇町〇〇番〇〇号

氏 名 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 印

2 主な様式類（「地縁による団体の認可に関する事務処理要綱」様式）

認可申請書（第1号様式）（再掲）

地縁団体台帳（第2号様式）

告示事項変更届出書（第3号様式）

告示記載事項証明書交付請求書（第4号様式）

規約変更認可申請書（第5号様式）

年 月 日

墨田区長様

認可を受けようとする地縁による
団体の名称及び事務所の所在

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

認 可 申 請 書

地方自治法第260条の2第1項の規定により、地域的な共同活動を円滑に行うため認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約
- 2 認可を申請することについて総会で議決することを証する書類
- 3 構成員の名簿
- 4 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行なっていることを記載した書類
- 5 申請者が代表者であることを証する書類

年 月 日

墨田区長様

地縁による団体の名称及び事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

告示事項変更届出書

下記事項について変更があったので、地方自治法第260条の2第11項の規定により告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

記

1 変更があった事項及びその内容

2 変更の年月日

3 変更の理由

年 月 日

墨田区長様

住 所.....

(団体の場合は、事務所の所在地)

団体名.....

氏 名.....

告示記載事項証明書交付請求書

地方自治法第260条の2第12項に規定する証明書の交付を請求します。

地縁団体名称.....

事務所の所在地.....

請 求 枚 数 _____ 枚

年 月 日

墨田区長様

地縁による団体の名称及び事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

規 約 変 更 認 可 申 請 書

地方自治法第260条の3第2項に規定する規約の変更の認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約変更の内容及び理由を記載した書類
- 2 規約変更を総会で議決したことを証する書類